

過労死・過労自殺を生み出さない社会を築くために 第3弾

NPO法人 あったかサポート 第12回総会 記念講演会

働き方改革の行方と課題

「同一労働同一賃金」の原則を中心に今後の日本的雇用を考える

政府は去る3月28日「働き方改革実現会議」を経て、2017年度から10年間で実施する「働き方改革実行計画」を発表しました。今後「同一労働同一賃金」と「時間外労働の上限規制」に向けた法案化が焦点になってきます。仮に、本来の「同一労働同一賃金(法)」が成立すると、賃金の決定が意欲や人格などこれまでの「人」基準から、欧米のスキルなど「仕事」を基準にしたものさしに替ります。すると「基本給」と「諸手当」というこれまでの日本的な賃金のあり方は勿論のこと雇用のあり方も改められるのでしょうか。また、過労死・過労自殺を生み出さない社会の実現には、長時間労働だけにとどまらない日本的雇用の負の部分についても議論されるべきでしょう。

そこで、まずは争点となっているパート労働法第8条の「短時間労働者の待遇の原則」や労働契約法第20条の「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」規定に関わる裁判所の判断を手掛かりに、いま現在日本の労働者の働き方や日本的雇用慣行がどのような変化を遂げようとしているのかを考えてみます。

2017年

日時 **6月3日** [土] 午後3時～5時15分

場所 **同志社大学 今出川キャンパス**
良心館RY105
(地下鉄烏丸線「今出川」駅下車)

定員 150人

参加費 1,000円



講師 **中島 光孝**
(大阪弁護士会 所属)

プロフィール
製鉄所勤務、金融機関勤務を経て
1993年4月弁護士登録。
大阪労働者弁護団代表幹事、同志
社大学客員教授、大阪弁護士会公
益通報者支援委員会副委員長。
主として労働側の労働事件、行政
事件等を担当。

申込み・お問合せ先

事前に裏面の申込用紙に必要事項を記入し、FAXまたはE-mailにてお申し込みください。

NPO法人 あったかサポート

TEL **075-352-2640** FAX **075-352-2646**

e-mail ▶ attaka-support@r6.dion.ne.jp

主催：NPO法人 あったかサポート

共催：公益社団法人 京都勤労者学園

後援：京都府

FAX 075-352-2646

(NPO法人あったかサポート)

NPO法人 あったかサポート 第12回総会 記念講演会

働き方改革の行方と課題

「同一労働同一賃金」の原則を中心に今後の日本的雇用を考える

申込用紙

申込年月日 年 月 日

日時 2017年 6月3日(土)

下記のとおり出席します。(該当する項目に○印を表示ください。)

参 加 ・ 不 参 加

参加者氏名	①	②
連絡先住所	〒 _____ _____ _____ _____	
事業所名		
電 話		
F A X		
メ ー ル		